

新城市森林整備計画 令和7年度変更の概要

○森林法施行規則第33条第1号口に定める区域の追加・変更

(森林経営計画のうち、「当該森林を含む区域(路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができるもの」として、区域計画の策定の基礎となる区域の追加・変更)

- ・ 一部林道の沿線で、区域が分かれる場合において、当該林道が通過する林班により構成される区域を追加
 - ⇒ 林道沿線全体を計画区域とする森林経営計画の策定が可能となることで、より林道を効果的に活用した森林経営を企図する
 - ⇒ 当該区域については、既存の区域に重複する区域として設定し、従来の区域そのものの変更を伴わない
- ・ 従来から重複した区域として設定されていた「50 布里県有林」を、上記の追加区域と同様の扱いに記載を変更
- ・ 区域「43 岩波・鴨ヶ谷」に属する一部林班を「44 大和田」に変更
 - ⇒ 3085、3086、3090、3091 林班を変更(増減面積 156.86ha)
 - ⇒ 林道大峯線、林道徳衛線を活用した森林経営を踏まえ変更

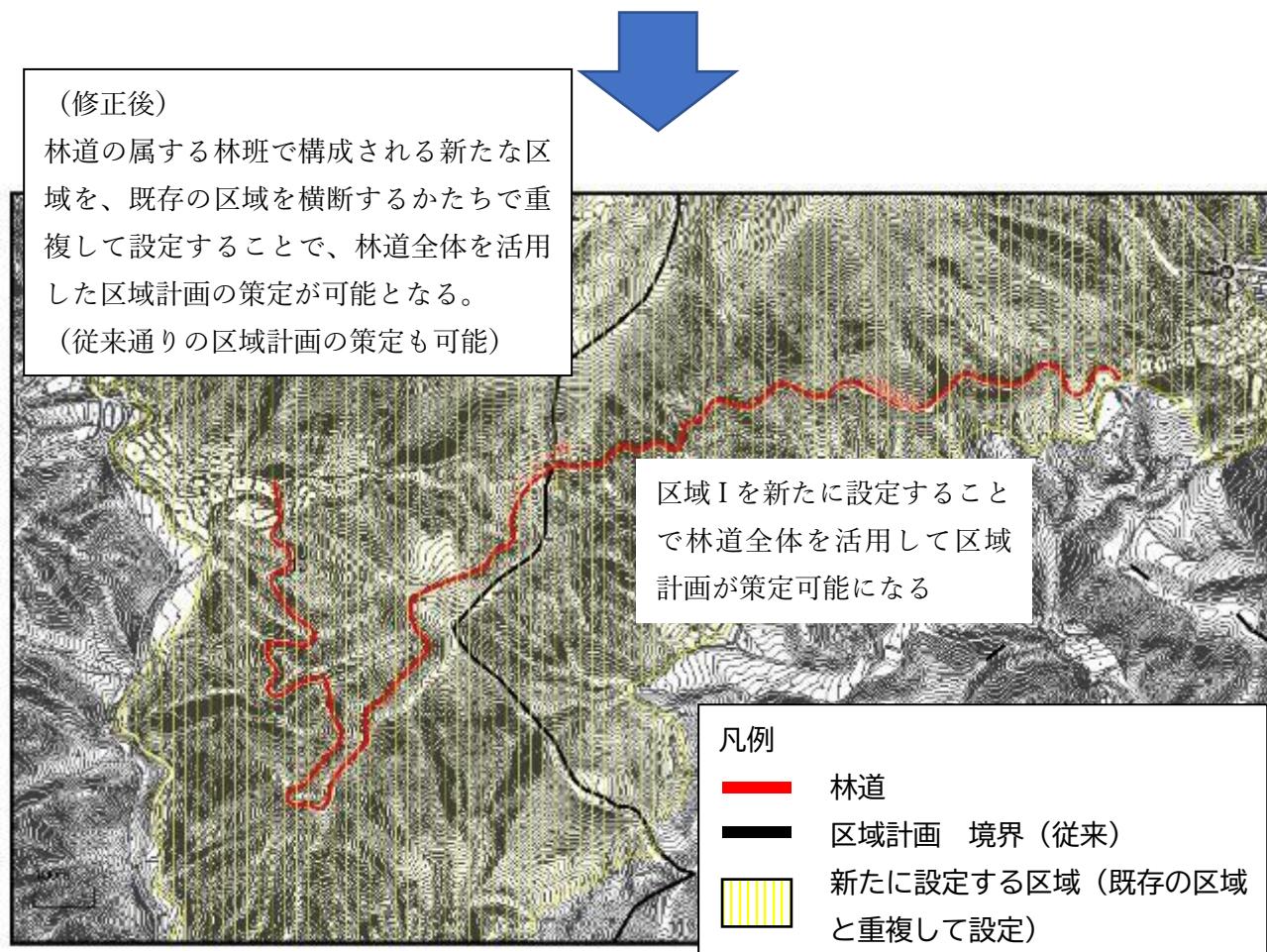
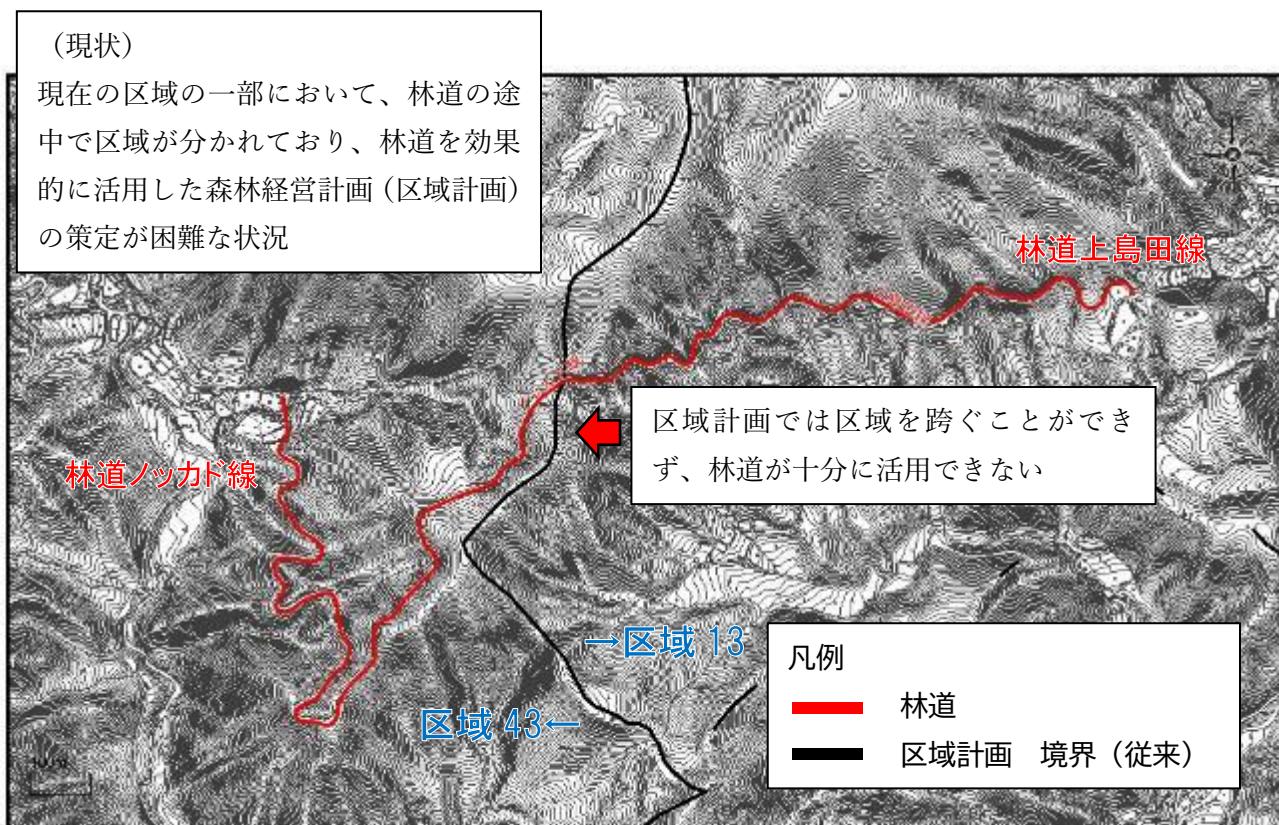
○その他細部の修正

- ・ 関係図面における旧市町村界の修正

※上位計画である東三河地域森林計画の変更に関連する変更箇所は無し

(令和7年度は本市森林整備計画に影響する変更がなかったため)

区域の修正（林道が通過する林班により構成される区域の追加）の考え方



区域範囲変更 概要図

